



取組Ⅲ 利用者本位のサービスの提供



i) 介護保険サービス等の着実な提供

P122～

- (1) 介護保険法に基づくサービス
 - ① 介護保険給付
 - ② 介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）
 - ③ 中重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるためのサービス
 - ④ 介護保険サービス等の着実な提供のための取組
- (2) 市独自の在宅高齢者を支えるサービス
 - ① 要介護高齢者等への介護支援のためのサービス
 - ② 生活支援を必要とする在宅高齢者を支えるサービス
 - ③ ひとり暮らし高齢者等を支えるためのサービス
 - ④ 高齢者の自己選択を支援するための取組

ii) 地域密着型サービスの取組強化

P138～

- ➡ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備
- ➡ 小規模多機能型居宅介護の整備
- ➡ 看護小規模多機能型居宅介護の整備
- ➡ 認知症高齢者グループホーム利用者に対するサービス強化

iii) かわさき健幸福寿プロジェクトの推進

P143～

- (1) これまでの本市の取組
 - ① プロジェクトの概要・目的
 - ② 参加利用者・参加事業所
 - ③ 成果指標
 - ④ インセンティブ
 - ⑤ 事例集の作成
 - ⑥ 事業効果
- (2) 今後の取組

iv) 介護人材の確保と定着の支援

P147～

- (1) 人材の呼び込み
- (2) 就労支援
- (3) 定着支援
- (4) キャリアアップ支援

v) ウェルフェアイノベーションとの連携

P156～

- (1) 方針1 新たな製品・サービスの「創出」
- (2) 方針2 新たな製品・サービスの「活用」
- (3) 方針3 将来を先取りする新たな社会モデルの「創造・発信」

これまでの主な取組

- 平成 28（2016）年4月から総合事業を開始し、要支援認定を受けた方等に対して訪問型・通所型サービスなどを実施しました。
- 介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える地域密着型サービスとして、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「（看護）小規模多機能型居宅介護」の整備を推進し、また、認知症高齢者グループホーム利用者に対するサービス強化として、家賃等助成事業を開始しました。
- 介護保険サービスの着実な提供のため、介護給付の適正化や介護保険サービス事業者に対する指導・監査を実施しました。
- 要介護者等への介護支援や在宅生活の継続のための市独自の取組として、「紙おむつ等の介護用品の給付」や「寝具乾燥事業」「高齢者住宅改造費助成事業」「訪問理美容サービス事業」などを実施しました。
- かわさき健幸福寿プロジェクトは、「顕著な成果を挙げた事業所・利用者の表彰式」や「取組結果に応じたインセンティブの付与」「多職種連携を一層図るための事例検討・意見交換会」「優れた取組事例を掲載した事例集の作成」などを実施しました。また、第1期から第3期までの事業効果について検証を行い、その結果をとりまとめました。
- 介護人材の確保と定着については、「人材の呼び込み」「就労支援」「定着支援」「キャリアアップ支援」の4つの取組を柱に、介護サービス事業所を継続的に支援しましたが、さらに取組を進める必要があります。

（高齢者実態調査）	平成 28（2016）年度	令和元（2019）年度
介護サービス事業所の 介護人材の不足感	77.2%	75.8%

- 国や県のほか、本市のウェルフェアイノベーションの取組と連携しながら、介護サービス事業所での介護ロボットの実証や、介護ロボットの導入経費の一部助成を行いました。
- 介護者の負担軽減のため、特別養護老人ホームの新規整備を行う際に、入居定員の10%以上のショートステイ定員を確保することを要件とする整備や、介護付有料老人ホームや認知症高齢者グループホームの空床活用により、ショートステイの整備を推進しました（第8期計画では、取組Ⅳに記載）。



第8期計画での主な課題と施策の方向性

課 題

- ✓ 高齢者や介護者の多様なニーズに対応するサービスの提供が求められます。
- ✓ 介護給付費の増大や介護保険料の上昇を抑制するため、生活の中での自立性の拡大や自己実現に向けた取組が必要です。
- ✓ 介護・医療人材が不足する中、人材の確保と定着を支援する取組が必要です。
- ✓ 介護従事者の負担軽減への取組が求められています。
- ✓ 介護ロボットや外国人介護人材などの新たな技術や制度について、普及・啓発や対応が求められます。

施策の方向性

i) 介護保険サービス等の着実な提供

- ・要介護・要支援高齢者が地域で生活をするために必要なサービスを提供します。
- ・制度改正や社会状況の変化等を踏まえ、サービスの最適化を図ります。

ii) 地域密着型サービスの取組強化

- ・中重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるための取組を進めます。

iii) かわさき健幸福寿プロジェクトの推進

- ・これまでの取組状況、評価、分析等を踏まえ、介護サービス事業所及びサービス利用者等のより一層の意識醸成を図るため、普及・啓発を行います。

iv) 介護人材の確保と定着の支援

- ・今後、急速な高齢化が進む中、更なる介護人材の確保・定着が求められることから、効率性や即効性の観点から事業の見直しを検討します。
- ・外国人介護人材やシニア層など多様な人材の活用・確保の取組を進めます。

v) ウェルフェアイノベーションとの連携

- ・将来的な福祉課題に先行して対応する製品・サービスづくり等を進めます。

主な成果指標

指標名	現状	目標	指標の出典等
主な地域密着型サービスの延べ利用者数	19,704 人 (令和元(2019)年度)	31,812 人以上 (令和5(2023)年度)	健康福祉局調べ
かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果(改善率)	17.5% (令和元(2019)年度)	17.5%以上 (令和5(2023)年度)	プロジェクト対象者の要介護度の改善率
介護人材の不足感	75.8% (令和元(2019)年度)	70.0%以下 (令和7(2025)年度)	市内事業所が従業員の「不足感」ありと回答した割合。高齢者実態調査

i) 介護保険サービス等の着実な提供

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者や介護者の多様なニーズを踏まえ、利用者本位のサービスを提供します。

また、「介護・医療・予防」「生活支援」等のケアの一体的・継続的な提供及び、高齢者の自己選択を支援するための情報発信に取り組むとともに、様々な資源を組み合わせた統合的なケアの提供の実現のため、制度改正や社会状況の変化等を踏まえ、サービスの適正化を図ります。

(1) 介護保険法に基づくサービス

① 介護保険給付

介護保険サービスの見込量については、第6章を参照してください。

サービス	要支援1～2の方（予防給付）	要介護1～5の方（介護給付）
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 介護予防住宅改修 介護予防支援	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 住宅改修 居宅介護支援
施設サービス	なし	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院
地域密着型サービス★	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護



地域密着型サービス

平成18（2006）年に創設されたサービスで、要介護・要支援高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることを支援します。介護サービス事業所の指定は市町村が行い、原則として、指定を行う市町村の被保険者のみが利用できます。



② 介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要介護者（以下「要支援者等」といいます。）の多様なニーズに対応するため、これまで予防給付として提供されてきた介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加え、地域の実情に応じた多様なサービスを対象とすることができる介護保険制度に基づく事業です。

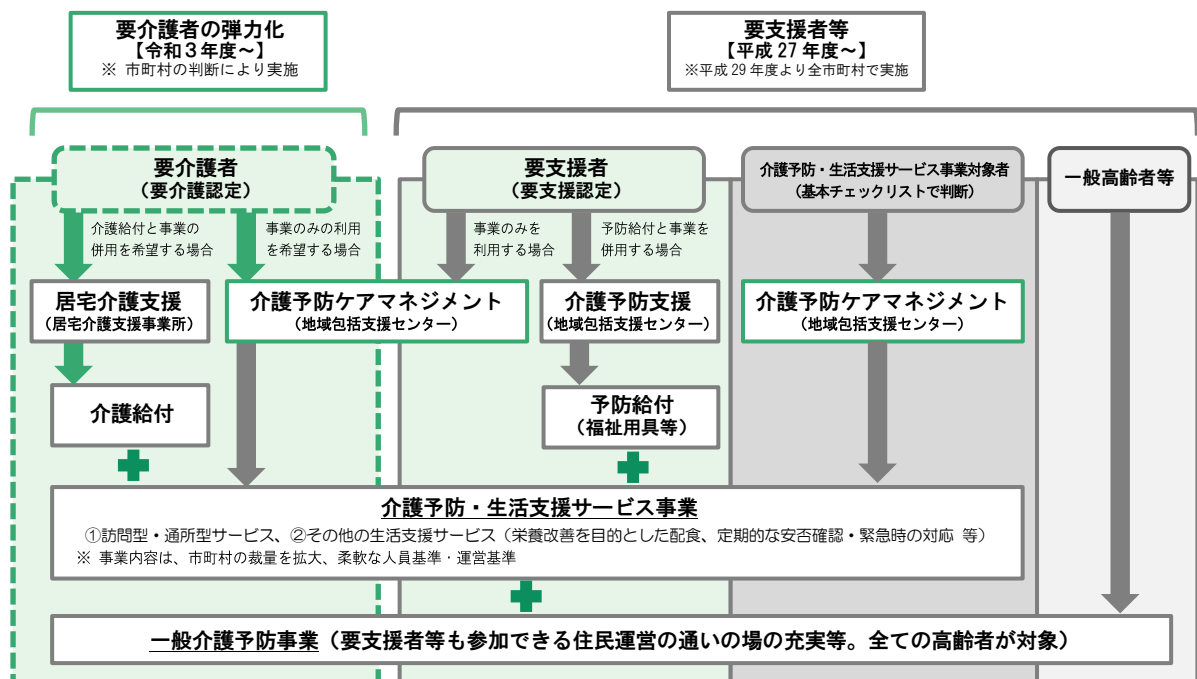
また、介護予防短時間通所サービス（通所型サービス）拡充を図るべく、各種加算等を策定しました。

今後も引き続き、要支援者等に対する多様なサービスについて検討を進めます。

【本市における総合事業への段階的な移行】

H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	R 3 年度 (2021)	R 5 年度 (2023)
【予防給付】 訪問看護、福祉用具等 ・訪問介護 ・通所介護 【介護予防事業】 ○二次予防事業 ○一次予防事業	【総合事業】 開始（移行期間） ○介護予防・生活支援サービス事業 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・介護予防ケアマネジメント ○一般介護予防事業	【総合事業】 通所型サービスの経過措置の見直し 事業推進	【総合事業】

【介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）対象者】



※厚生労働省「全国介護保険担当課長会議」資料をもとに作成

【介護予防・生活支援サービス事業の内容】

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントします。

※厚生労働省ガイドラインから抜粋

➡ 介護予防訪問サービス（訪問型サービス）

対象者	要支援１・２、事業対象者、及び要介護				
サービス内容	介護サービス事業所のホームヘルパーや「かわさき暮らしサポーター」が家庭を訪問し、利用者と協働して家事の援助等を行います。				
利用者負担	介護保険制度の利用者負担割合に準じます。				
実績・計画	第７期			第８期	
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R２年度 (2020)	R３年度 (2021)	R４年度 (2022)
	41,634 件	40,571 件	39,434 件	40,886 件	41,976 件

平成 30、令和元年度は実績値、令和２年度以降は見込みまたは計画値です。

➡ 介護予防通所サービス（通所型サービス）

対象者	要支援１・２、事業対象者、及び要介護				
サービス内容	デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を行います。				
利用者負担	介護保険制度の利用者負担割合に準じます。				
実績・計画	第７期			第８期	
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R２年度 (2020)	R３年度 (2021)	R４年度 (2022)
	58,289 件	59,648 件	57,149 件	62,670 件	65,215 件

平成 30、令和元年度は実績値、令和２年度以降は見込みまたは計画値です。



② 介護予防短時間通所サービス（通所型サービス）

対象者	要支援１・２、事業対象者、及び要介護				
サービス内容	デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を短い時間でを行います。				
利用者負担	介護保険制度の利用者負担割合に準じます。				
実績・計画	第７期			第８期	
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R２年度 (2020)	R３年度 (2021)	R５年度 (2023)
	4,060件	4,661件	4,141件	4,903件	5,472件
	平成30、令和元年度は実績値、令和２年度以降は見込みまたは計画値です。				

③ 短期集中型サービス

対象者	要支援１・２、事業対象者、及び要介護				
サービス内容	地域リハビリテーションの視点を踏まえて提供される支援で３か月の短期間で行われるサービス				
利用者負担	介護保険制度の利用者負担割合に準じます。				
実績・計画	第７期			第８期	
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R２年度 (2020)	R３年度 (2021)	R５年度 (2023)
	-	-	-	4,903件	5,472件
	令和３年度新設				

④ 介護予防ケアマネジメント

対象者	要支援１・２、事業対象者、及び要介護				
サービス内容	介護予防・生活支援サービス事業等を利用する際に、地域包括支援センター等が介護予防ケアプランの作成及び介護サービス事業所と連絡・調整等を行います。				
利用者負担	利用者の方の負担はありません。				
実績・計画	第７期			第８期	
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R２年度 (2020)	R３年度 (2021)	R５年度 (2023)
	58,766件	59,164件	59,152件	64,347件	67,900件
	平成30、令和元年度は実績値、令和２年度以降は見込みまたは計画値です。				

③ 中重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるためのサービス

高齢者実態調査の結果、多くの高齢者の方々が、介護が必要になった場合でも、家族からの支援や介護サービスを利用して自宅で暮らし続けたいと望まれています。

第8期計画では、在宅生活を支えていくための居宅サービスや定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、医療的ケアを加えた看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの拡充に引き続き取り組みます。

➡ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（後述）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、中重度等の要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して医療と介護との連携が必ずしも十分ではないという課題を受け、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回と随時の対応を行うサービスとして平成24（2012）年度に創設されました。

本市では、要介護高齢者の在宅生活を支える重要なサービスとして位置付け、整備促進を図ります（整備計画は、後述の「ii 地域密着型サービスの取組強化」を参照）。

➡ 小規模多機能型居宅介護（後述）

小規模多機能型居宅介護は、要介護者の状態や希望に応じて随時「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、地域や在宅での生活継続を支援するサービスです。

本市では、要介護高齢者の地域や自宅での生活の持続に向けた重要なサービスとして位置付け、整備促進を図ります（整備計画は、後述の「ii 地域密着型サービスの取組強化」を参照）。

➡ 看護小規模多機能型居宅介護（後述）

看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護に医療的ケアを提供する訪問看護の機能を加えた「サービスの一元管理」による医療・介護の連携により、効果的かつ柔軟な支援を可能としたサービスです。主に医療ニーズの高い高齢者を対象として地域・在宅における多様な療養支援を行うことを目的として平成24（2012）年度に創設されました。

本市では、自宅で生活する医療ニーズが高い高齢者を支える重要なサービスとして位置付け、整備促進を図ります（整備計画は、後述の「ii 地域密着型サービスの取組強化」を参照）。



④ 介護保険サービス等の着実な提供のための取組

② 介護保険サービス事業者等に対する指導・監査の実施

介護サービスの質の向上及び介護保険制度の適正な運営を確保するため、介護保険サービス事業者等に対して、実地指導や集団指導を行います。

また、虐待通報等に対しては機動的かつ柔軟に対応し、指定基準違反や介護報酬請求の不正・不当が疑われる事案に対しては監査を実施し、厳正に対処します。

〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
実地指導	283件	285件	件	事業継続		
監査	9件	38件	件	事業継続		
集団指導	3回	2回	回	事業継続		
新規セミナー	1回	1回	回	事業継続		

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。

③ 介護給付の適正化の推進（川崎市介護給付適正化計画）

介護給付の適正化は、介護サービスを必要とする高齢者を適切に認定し、介護サービスの受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、介護事業者がルールに従って適切に提供するように促すものです。その取組によって、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築をめざしています。このため、国の「介護給付適正化計画に関する指針」に基づく主要5事業を柱とし、給付実績データ等を活用することにより、具体性・実効性のある取組を推進します。

【介護給付適正化の主要5事業】

区分	主な取組内容					
①要介護認定の 適正化	民間事業者に委託している認定調査については、本市において点検を行います。また、認定調査員に対して、必要な知識・技能の習得に向け、指導を適切に実施します。					
	第7期			第8期		
	H30 年度 (2018)	R元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
	全件実施 (11,068 件)	全件実施 (10,195 件)	全件実施 (4,000 件)	事業継続 (全件実施)		
平成 30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。						

区分	主な取組内容					
②ケアプラン 点検	「ケアマネジメントツール～ケアプラン確認マニュアル～【川崎版】」を活用し、介護支援専門員による自己チェック、本市による当該自己チェックの評価を行います。また、自己チェック等で明らかになった改善すべき事項については、対面その他の方法により介護支援専門員に伝達し、利用者が真に必要なとするサービスの確保、健全な給付の実施を支援します。					
	第7期			第8期		
	H30 年度 (2018)	R元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
	92 件	142 件	152 件	231 件	347 件	520 件
平成 30、令和元年度は実績値、令和 2 年度以降は見込みまたは計画値です。						
③住宅改修の 点検	改修工事を施工する前に利用者の状態等の確認、工事見積書の点検を行います。改修工事を施工した後に訪問又は竣工写真等により、住宅改修の施工状況点検を行います。 また、改修費が高額であるものや改修規模が大きく複雑なものである改修工事等については、建築士又はリハビリテーション専門職による点検を行います。					
	第7期			第8期		
	H30 年度 (2018)	R元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
	全件実施 (3,451 件)	全件実施 (3,471 件)	全件実施 (3,541 件)	全件実施 (3,683 件)	全件実施 (3,831 件)	全件実施 (3,985 件)
平成 30、令和元年度は実績値、令和 2 年度以降は見込みまたは計画値です。						
④「縦覧点検」 ・「医療情報 との突合」	国民健康保険団体連合会に委託し、次の点検を実施します。 ①縦覧点検：介護報酬の支払状況について、提供されたサービスの整合性・算定回数・日数等を確認し、請求内容の誤り等を発見します。 ②医療情報との突合：医療の入院情報と介護保険の給付情報を突合せ、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。					
⑤介護給付費 通知	総合事業又は居宅サービス等の給付を受けた利用者に対してサービスの内容と費用額の内訳を通知することにより、利用者及び介護事業者に対して適切なサービスの利用・提供の啓発、自ら受けているサービスを改めて確認していただくことで、適正な請求に向けた抑制を図ります。					
	第7期			第8期		
	H30 年度 (2018)	R元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
	46,945 件	48,850 件	50,804 件	54,361 件	58,167 件	62,239 件
平成 30、令和元年度は実績値、令和 2 年度以降は見込みまたは計画値です。						



【その他の取組】

認定情報と給付情報の突合	受給者ごとに認定情報と給付情報を突合し、想定されない給付の状況を定期的に抽出して介護事業者を確認し、不適正な請求については、介護給付費の返還を求めます。
第三者行為求償	第三者行為求償事案について、要介護認定等申請時の聞き取りや認定調査員からの情報に留意し、医療保険の情報と連携することにより、第三者行為の被害の早期発見や届出を遅滞なく提出することを促します。

（２）市独自の在宅高齢者を支えるサービス

介護保険制度以外の在宅生活を支援するサービスについては、一層の広報に努めるとともに、制度改正、高齢化の進展、民間サービス等の社会状況の変化や、利用状況及び高齢者実態調査の結果、制度の持続可能性の観点から、最適化を図ります。

① 要介護高齢者等への介護支援のためのサービス

要介護者等が在宅生活を継続するために必要とする介護保険外の支援サービスを実施するとともに、介護を行う家族の負担軽減を図ります。

② 紙おむつ等の介護用品の給付

対象者	65 歳以上で要介護 3 以上の在宅高齢者 40～64 歳で、在宅の要介護 3 以上の若年性認知症の方					
サービス内容	紙おむつ類に加え、防水シート、ドライシャンプー等の介護用品について、5,000 円を上限額として毎月支給します。 （※生活保護制度等の対象者は、支給品目、限度額について別途条件があります。）					
利用者負担	所得に応じて 0%～20%の利用者負担があります。					
実績・計画	第 7 期			第 8 期		
	H 30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
	45,303 人	45,037 人	46,983 人	事業継続		
	平成 30、令和元年度は実績値、令和 2 年度以降は見込みまたは計画値です。					

➡ 寝具乾燥事業

対象者	65 歳以上で要介護3以上の在宅生活をしている寝たきり高齢者				
サービス内容	在宅で生活する寝たきりの高齢者の家庭を寝具乾燥車で訪問し、寝具の乾燥または丸洗いを行います。				
利用回数	年おおむね4回				
利用者負担	所得に応じて0%~10%の利用者負担があります。				
実績・計画	第7期			第8期	
	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)
	427 人	416 人	481 人	事業継続	
	平成 30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。				

➡ 高齢者住宅改造費助成事業

対象者	65 歳以上の要支援1以上の在宅高齢者				
サービス内容	身体機能の低下により介護を必要とする方に、浴室、手洗所、玄関、食堂、廊下、階段等の改造費を助成します（介護保険給付に含まれるものを除きます。）。				
助成対象基準 限度額	100 万円				
利用者負担	所得に応じて0%~100%の利用者負担があります。				
実績・計画	第7期			第8期	
	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)
	45 件	37 件	55 件	事業継続	
	平成 30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。				



② 養護老人緊急一時入所事業

対象者	市内に居住し、身体上または精神上的の障害があるため、在宅での援助を必要とする 65 歳以上の高齢者（原則、介護保険制度において、要介護・要支援認定された方を除きます。）であって、緊急に一定期間の施設入所が必要となった方																		
サービス内容	介護保険制度を利用せず、原則として1年間に 28 日以内の特別養護老人ホームへの一時入所を行うことができます。																		
実施施設	桜寿園、しおん、しゃんぐりら、夢見ヶ崎、すみよし、ひらまの里、みやうち、すえなが、多摩川の里、長沢壮寿の里、鷲ヶ峯、太陽の園、虹の里、あさおの丘、金井原苑 ※実施施設は変更となる場合があります。																		
利用者負担	生活保護世帯：0 円（送迎費 0 円） その他世帯：（従来型個室）1,720 円（送迎費 201 円） （多床室） 1,404 円（送迎費 201 円） （ユニット型個室の多床室）2,310 円（送迎費 201 円） （ユニット型個室）2,648 円（送迎費 201 円） なお、全世帯共通で食材料費等の実費がかかります。																		
実績・計画	<table><tr><th colspan="3">第 7 期</th><th colspan="3">第 8 期</th></tr><tr><th>H30 年度 (2018)</th><th>R 元年度 (2019)</th><th>R 2 年度 (2020)</th><th>R 3 年度 (2021)</th><th>R 4 年度 (2022)</th><th>R 5 年度 (2023)</th></tr><tr><td>34 日</td><td>94 日</td><td>77 日</td><td>事業継続</td><td colspan="2"></td></tr></table> 平成 30、令和元年度は実績値、令和 2 年度以降は見込みまたは計画値です。	第 7 期			第 8 期			H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)	34 日	94 日	77 日	事業継続		
第 7 期			第 8 期																
H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)														
34 日	94 日	77 日	事業継続																

③ 高齢者等短期入所ベッド確保事業

対象者	市内に居住し、身体上または精神上的の障害があるため、在宅で援助を必要とする高齢者等（原則として、介護保険制度において、要介護・要支援と認定された方。）であって、介護する者の急病、事故、その他の事情（葬式等）により介護が受けられない方																						
サービス内容	原則、一度の利用につき 10 日以内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設への介護保険制度に基づく一時入所サービスを受けられます。																						
実施施設	特別養護老人ホーム：太陽の園、ひらまの里、しゃんぐりら、桜寿園 介護老人保健施設：ベルサンテ、三田あすみの丘 ※実施施設は変更となる場合があります。																						
利用者負担	原則として、介護保険法に基づく利用料及び食材料費等の実費																						
実績・計画	<table><tr><th colspan="3">第 7 期</th><th colspan="3">第 8 期</th></tr><tr><th>H 30 年度 (2018)</th><th>R 元年度 (2019)</th><th>R 2 年度 (2020)</th><th>R 3 年度 (2021)</th><th>R 4 年度 (2022)</th><th>R 5 年度 (2023)</th></tr><tr><td>140 日</td><td>106 日</td><td>123 日</td><td>事業継続</td><td></td><td></td></tr></table> 平成 30、令和元年度は実績値、令和 2 年度以降は見込みまたは計画値です。					第 7 期			第 8 期			H 30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)	140 日	106 日	123 日	事業継続		
第 7 期			第 8 期																				
H 30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)																		
140 日	106 日	123 日	事業継続																				

➡ 在宅福祉サービス緊急措置事業

対象者	認知症や家族等から虐待を受けているなどのやむを得ない事由により、介護保険法に規定する居宅サービスを利用することが著しく困難な高齢者等
サービス内容	老人福祉法第10条の4に基づき、介護保険サービスが利用できるよう措置を行い、次のサービス（介護予防サービスを含みます。）を提供します。 ①訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護等 ②通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護等 ③短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 ④小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑤認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 ⑥看護小規模多機能型居宅介護
利用者負担	・介護保険制度の利用者負担割合に準じます。 ・②については、食費及び日用品費等、③～⑥については食費、居住費及び日用品費等が別途かかります。

➡ あんしん見守り一時入院等事業

対象者	医療依存度が高く、医療処置の必要な在宅で療養している高齢者等
サービス内容	医療処置が必要な高齢者等に対して、在宅療養の継続を図るため、事前に利用登録を行った上で、医療機関での入院治療、または2週間以内の介護老人保健施設への一時入所を実施します。
利用者負担	医療保険、介護保険サービス費用の負担分を徴収



② 生活支援を必要とする在宅高齢者を支えるサービス

日常生活において支援を必要とする高齢者に対して生活支援サービスを提供し、在宅生活の継続を支えます。

① 訪問理美容サービス事業

対象者	65 歳以上で要介護 3 以上の在宅高齢者で理美容院に行けない方				
サービス内容	理美容師が家庭を訪問し、調髪・洗髪等のサービスを提供します。				
利用回数	年 6 回まで				
利用者負担	1 回あたり 2,000 円				
実績・計画	第 7 期			第 8 期	
	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 5 年度 (2023)
	3,186 回	3,103 回	3,433 回	事業継続	
	平成 30、令和元年度は実績値、令和 2 年度以降は見込みまたは計画値です。				

② 外出支援サービス事業（おでかけ GO！）

対象者	次の要件をすべて満たす 65 歳以上の方 ①市内で在宅生活をしている方 ②要介護 3 以上で身体機能の低下により、他の交通手段の利用が困難な方 ③利用時に家族や介護者が付き添えて介助できる方				
サービス内容	医療機関への受診・入退院、福祉施設への入退所、官公庁への手続き、冠婚葬祭等の目的で外出する場合に利用できます。 外出先は原則として市内です。ただし、隣接市区（市内から概ね 30 分以内まで）については、相談となります。				
利用日・時間	日曜・祝日を除く日、8 時～17 時半までの間で 4 時間以内				
利用回数	月 2 回まで				
利用者負担	1 時間 400 円				
実績・計画	第 7 期			第 8 期	
	H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 5 年度 (2023)
	1,667 件	1,788 件	1,753 件	事業継続	
	平成 30、令和元年度は実績値、令和 2 年度以降は見込みまたは計画値です。				

② 福祉有償運送事業

公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護高齢者等が、通院、通所、レジャー等で外出できるように、NPO等が実施する有償送迎サービスが適正かつ円滑に提供されるよう、運営協議会を設置し、福祉有償運送を支援します。

川崎市福祉有償運送運営協議会にて協議が整った団体

●●団体
(令和2年9月末時点)

② 障害者・高齢者等歯科診療事業

市内の歯科保健センター及び歯科医師会館診療所において、一般の歯科診療所で診療を受けることが困難な認知症高齢者や障害者等を対象とした歯科診療が適正かつ円滑に実施されるよう、川崎市歯科医師会の障害者・高齢者等に対する歯科診療事業を支援します。

② 地域の一般歯科診療所を対象とした対応力向上研修補助事業

誰もが身近な地域で適切な歯科診療を受診できるよう、川崎市歯科医師会が実施する、一般の歯科診療所に勤務する歯科医師や歯科衛生士等を対象とした対応力向上研修への事業支援を通じて、訪問歯科診療に必要な歯科診療技術や重度障害者等への歯科診療対応力の向上などを図ります。

② 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業（後述）

認知症等により行方不明となり、生命に危険を及ぼす可能性がある認知症高齢者及び若年性認知症者を事前に登録し、行方不明となった際には、関係機関に情報提供を行います（詳細は、本章の取組Ⅳ「医療介護連携・認知症施策等の推進」を参照）。

③ ひとり暮らし高齢者等を支えるためのサービス

② 高齢者等緊急通報システム事業（再掲）

ひとり暮らしの高齢者等に発作が起きた時などに備え、緊急時の連絡体制を確保します（詳細は、本章の取組Ⅱ「地域のネットワークづくりの強化」を参照）。

② 日常生活用具給付事業（再掲）

ひとり暮らし等高齢者に自動消火器及び電磁調理器を給付します（詳細は、本章の取組Ⅱ「地域のネットワークづくりの強化」を参照）。

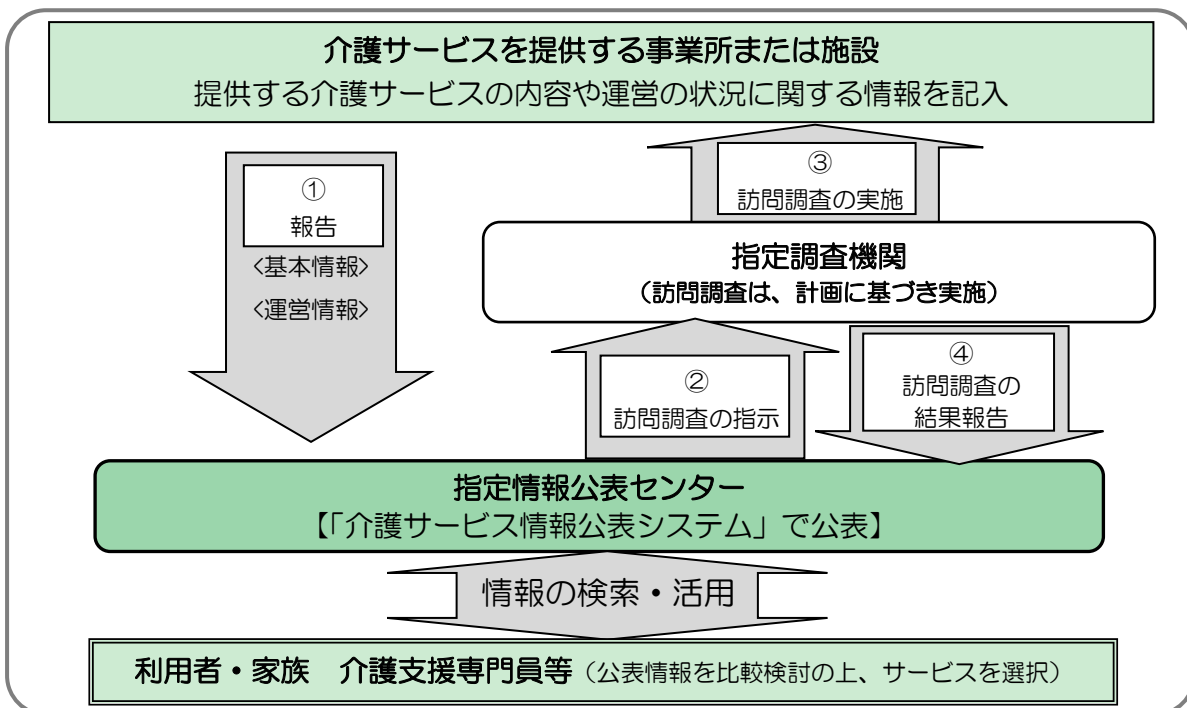


④ 高齢者の自己選択を支援するための取組

② 介護サービス情報の公表

介護サービス事業者は、介護サービスの提供を開始したときその他一定の要件を満たすときは、提供する介護サービスの内容や運営状況に関する情報を事業所が所在する都道府県知事・指定都市市長に報告することとされ、当該報告を受けた都道府県知事等は、その内容を公表することとされています。また、都道府県知事等は、当該報告に関して必要があると認めるときは介護サービス事業者に対して調査を行うことができ、当該調査の内容は報告に代えて公表することとされています。本市では、介護サービス事業者からの報告の内容または調査の内容を専用のウェブサイトに掲載し、公表します。

【介護サービス情報の公表の基本的な仕組み】



② 川崎市生活支援サービス等の情報の公表

本市では、高齢者、家族やケアマネジャー（介護支援専門員）等が生活支援等に資するサービスの情報にアクセスしやすい環境づくりをめざすため、市内に存在する民間サービス等の情報を専用のウェブサイトに掲載し、公表しています。

地域包括ケアシステムにおける「自助」を支える取組の一つとして、生活支援サービス等の「見える化」を図り、高齢者の自己選択を支援します。

② 介護サービスや高齢者福祉施策などの周知

高齢者や家族向けに、本市の高齢者福祉施策や介護サービス全般について、分かりやすくまとめた冊子「高齢者福祉のしおり」や、介護保険制度を解説したパンフレット「こんにちは介護保険です」を発行します。

また、インターネットを活用する高齢者の増加を踏まえ、川崎市ホームページなどにも高齢者福祉や介護保険などの情報を掲載します。

- ➡ ケアマネジャー等の専門職による「高齢者の自己選択の支援」に向けた取組

本市では、川崎市介護支援専門員連絡会等の関係する団体と協働して「ケアマネジメントツール～ケアプラン確認マニュアル～【川崎版】」を平成20（2008）年度に作成し、平成26（2014）年度、令和元（2019）年度に改訂を行いました。

このマニュアルは、ケアマネジメントの各プロセスが適切に実施されているかをケアマネジャー（介護支援専門員）自身が改めて確認し、そこで得た「気づき」を基に必要に応じてケアプランを修正していくことで、「高齢者の自立支援に資するケアマネジメント」の普遍化が行われることをめざしたものです。

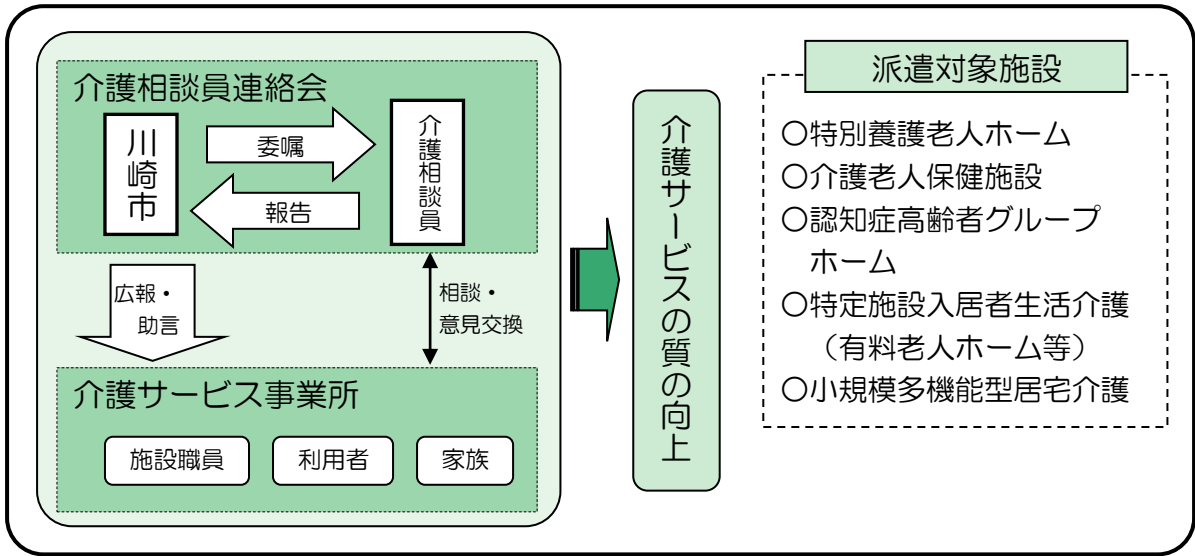
このような取組を継続していくことで、「高齢者自身がどのような生活を送りたいか」という真のニーズを導き出し、高齢者の自己選択を支える支援を図ります。

- ➡ 介護相談員派遣事業

介護サービスの質の向上を図ることを目的として、高齢者福祉に熱意を持つ市民で、必要な研修を受けた方を介護相談員として委嘱し、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに派遣します。介護相談員は、サービスを利用している本人やその家族の不安、不満、疑問等の解消を図るため相談に応じます。

受け付けた相談については、介護相談員が介護サービス事業所と問題解決の方法を検討するなどして、双方の橋渡し役を担います。

【介護相談員派遣事業の仕組み】



〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
介護相談員派遣回数	297回	298回	回	事業継続		

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。



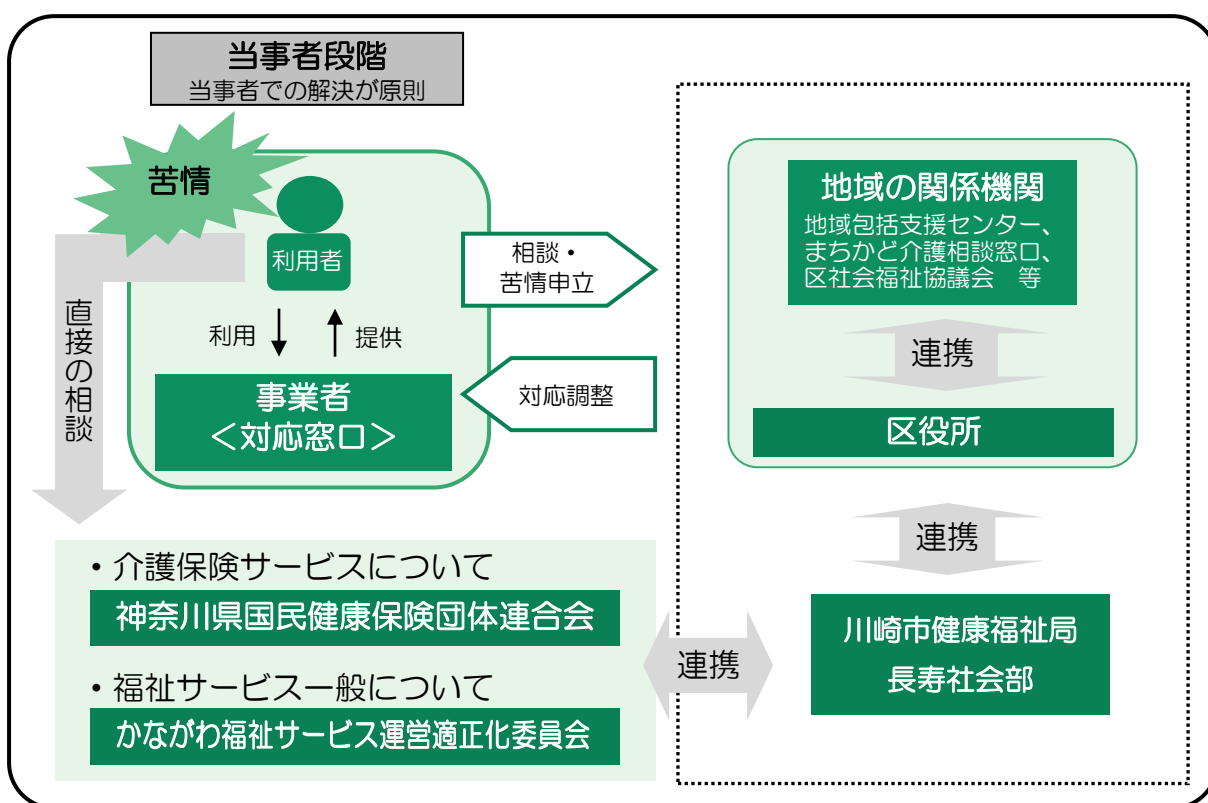
② 相談・介護サービス事業所への苦情対応の仕組み

サービス内容に関する相談や介護サービス事業所に対する苦情へは、区役所、市健康福祉局、地域包括支援センター、「まちかど介護相談窓口^(※)」、「神奈川県国民健康保険団体連合会」及び「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」において連携を図り、適切に対応します。

また、受け付けた相談や苦情については検証等を行い、サービスの質の向上を図ります。

(※) 薬剤師会、柔道整復師会、鍼灸マッサージ師会の協力で設置している保健・福祉サービス等の相談窓口です。

【相談・介護サービス事業所への苦情対応の仕組み】



ii) 地域密着型サービスの取組強化

地域居住の実現に向け、地域密着型サービスの整備を進めます。また、地域医療構想による追加的需要（療養病床からの地域移行分。地域医療構想の詳細は、本章の取組Ⅳ「医療介護連携・認知症施策等の推進」を参照）や、介護離職を踏まえたサービス提供を行います。

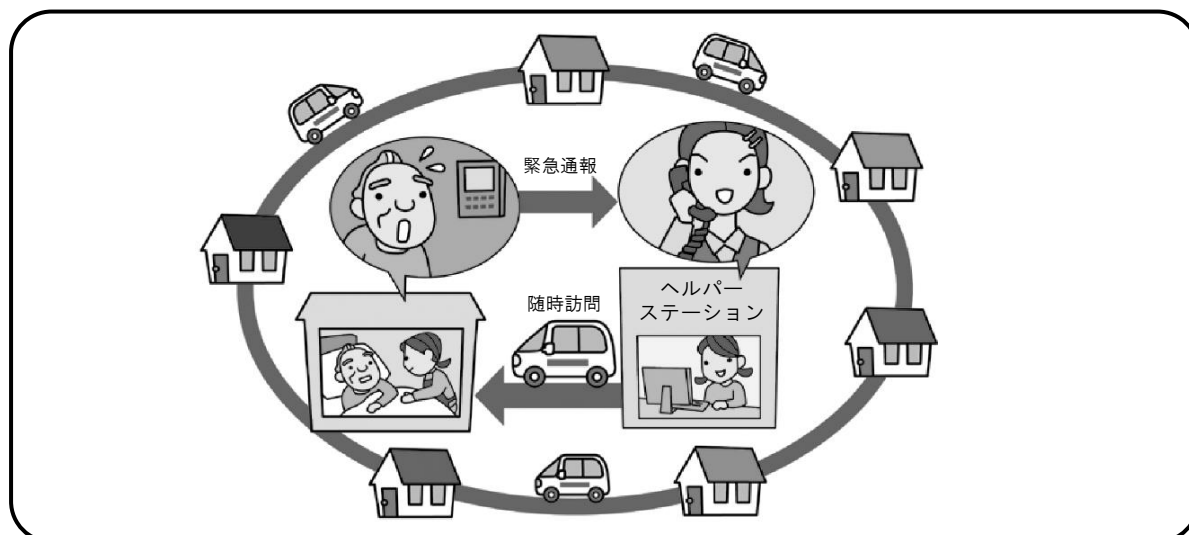
【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
主な地域密着型サービスの延べ利用者数	19,704 人 (令和元(2019)年度)	31,812 人以上 (令和5(2023)年度)	健康福祉局調べ

➡ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備

【サービスのイメージ】

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方について定期巡回と随時の対応で行うサービス。



※一般社団法人 24 時間在宅ケア研究会「定期巡回・随時対応サービスのポイント」から引用

ア 整備の方向性

第8期計画以降については、新規に開設される特別養護老人ホーム等への併設の推奨や、100戸以上の市営住宅を建て替える際に創出される余剰敷地などの市有地を活用した整備の検討等を行い、引き続き整備を促進します。

【実績・計画】(累計)

第7期			第8期			R7年度 (2025)
H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	
21 か所	23 か所	22 か所	(9 か所の整備)		31 か所	36 か所

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。



イ 整備の課題と取組

全国的に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備が進まない中、本市ではすべての行政区に事業所が開設され、比較的整備が進んでいます。一方で、サービス利用者については全市で約370人（令和2（2020）年7月時点）に留まっており、一層のサービス普及が必要となりますが、サービスの提供上、次のような課題があります。

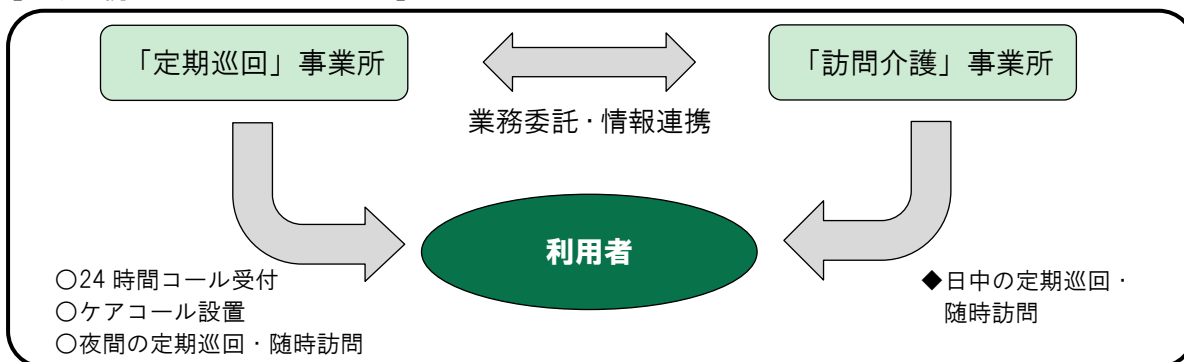
【サービス普及に向けた課題】

- ・ 従来の訪問介護サービスとの競合と、利用者の状態に応じた柔軟なサービスの切替えが難しいこと
- ・ 担当エリアが広くなると、訪問のための移動時間のロスが大きくなること
- ・ 介護スタッフの確保が難しく、1事業所当たりで対応できる件数が少ないこと
- ・ 連携可能な訪問看護ステーションが少ないこと
- ・ 利用に適した状態等の情報が利用者・関係者に十分に認知されていないこと

これらの課題に対応するため、訪問介護事業所と定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の連携によるサービス提供の仕組み（「地域連携型サービス」）を導入し、サービス供給力の拡大及び普及に向けた取組を進めています。

また、利用者拡大とサービスの質の向上を目的とした事業所向け研修の実施や、事業所の参入促進のためのセミナーの開催などソフト面の支援も行います。

【地域連携型サービスのイメージ】

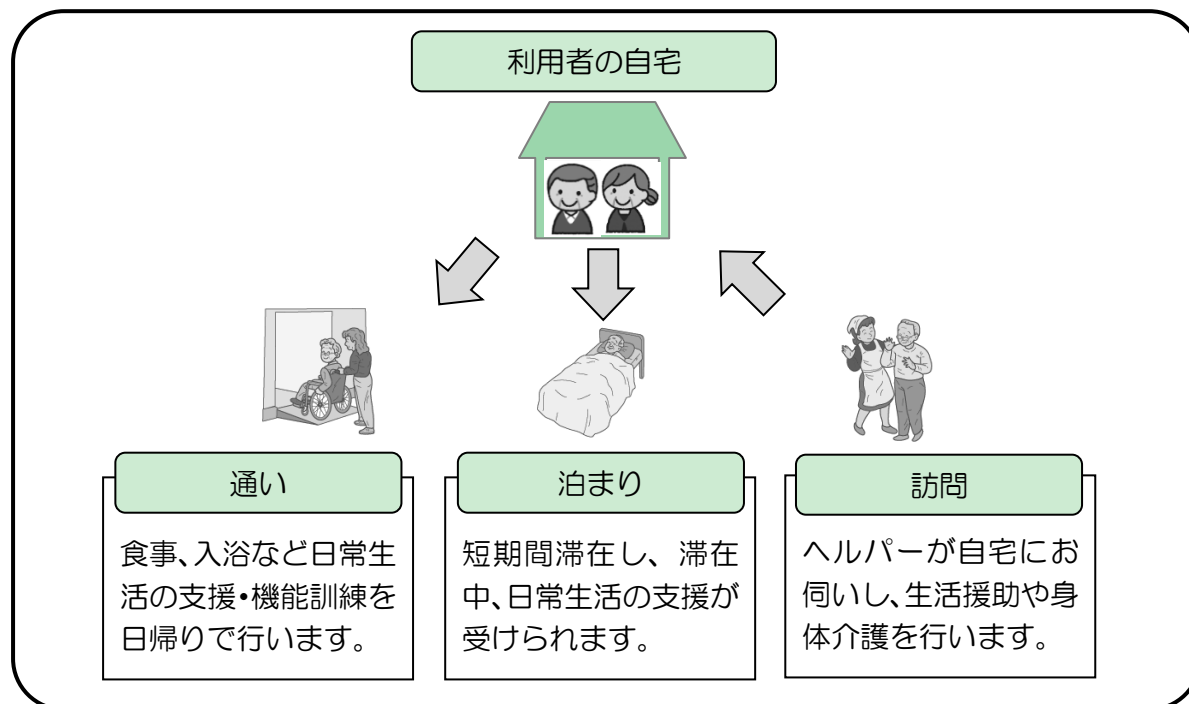


【期待される効果】

- ・ 移動時間の短縮や訪問介護事業所との連携によるサービスの効率化・供給力の拡大（広域的な展開）
- ・ 訪問介護からの状態に応じたサービスの切替えを容易とすることによるサービスの普及・利用拡大
- ・ 地域に密着して活動している訪問介護事業所による重度者への継続的な支援の実現
- ・ 地域の事業所間の連携の土壌づくり
- ・ ノウハウの蓄積による既存の訪問介護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業への新規参入

➡ 小規模多機能型居宅介護の整備

【サービスのイメージ】



ア 整備の方向性

第8期計画以降については、事業者の参入意欲が比較的高い「介護付有料老人ホーム」や「認知症高齢者グループホーム」の整備に、小規模多機能型居宅介護との併設を要件とするなど、引き続き整備促進に向けた取組を進めます。

〔実績・計画〕（累計）

第7期			第8期			R7年度 (2025)
H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	
48 箇所	48 箇所	51 箇所	(12 箇所の整備)		63 箇所	71 箇所

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。

イ 整備の課題と取組

地域バランスを考慮した整備の検討を進めながら、単一の事業所としては採算性に課題があることから、今後は他施設機能への併設誘導のほか、市有地を活用した整備を検討するなど整備促進に向けた取組を行います。

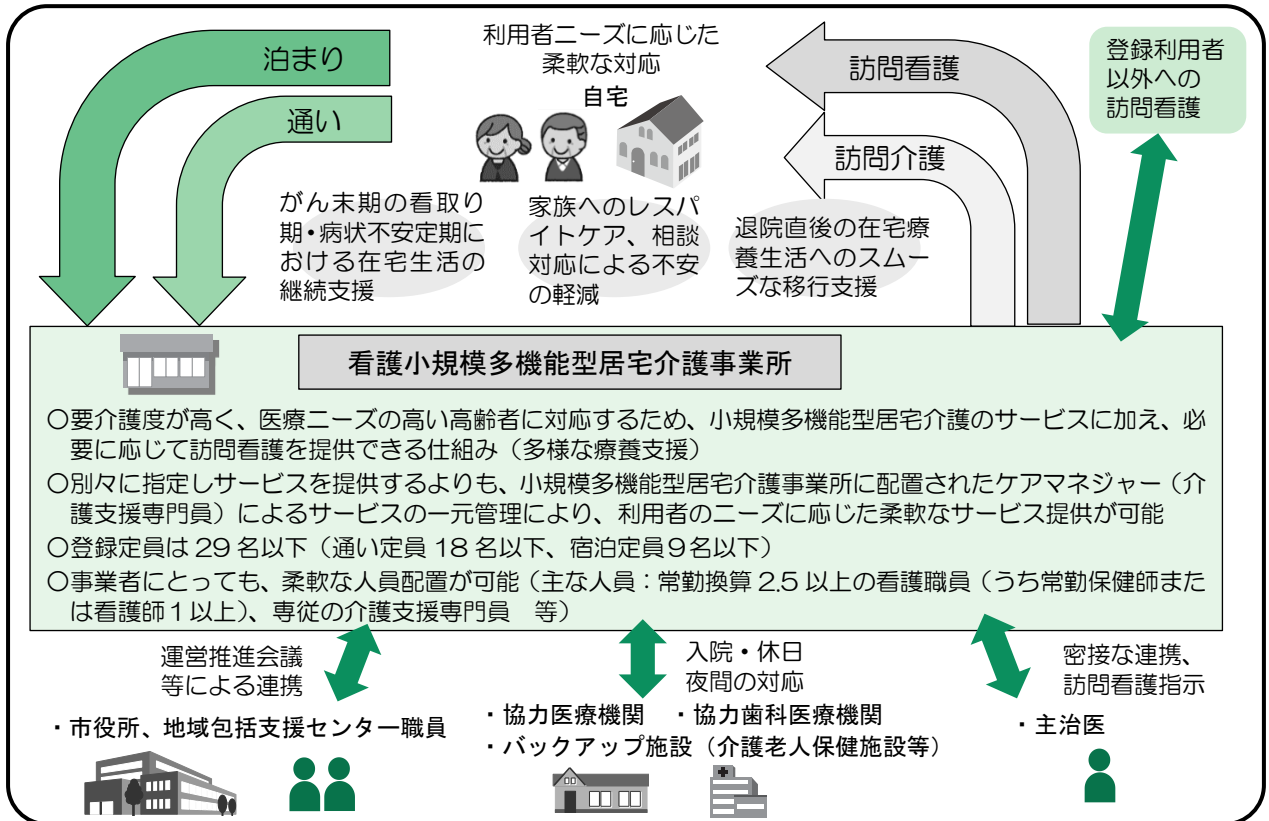
【今後の役割に関する議論】

平成27(2015)年4月の介護保険制度改正に向けた国の部会等の中では、これまでの「通い」を中心としたサービス提供に加え、在宅での生活全般を支援する観点から「訪問」の機能を強化する必要性が議論されたほか、地域包括ケアシステムを担う中核的なサービス拠点の一つとして、地域に対する役割の拡大が求められています。



○ 看護小規模多機能型居宅介護の整備

【サービスのイメージ】



※厚生労働省「看護小規模多機能型居宅介護の概要」をもとに作成

ア 整備の方向性

第8期計画以降については、地域バランスを考慮した整備の検討を進めながら、小規模多機能型居宅介護と同様の手法による整備のほか、既存の訪問看護ステーションによる事業参入を促すなど、引き続き整備促進に向けた取組を進めます。

〔実績・計画〕（累計）

第7期			第8期			R7年度 (2025)
H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	
16 か所	15 か所	15 か所	(10 か所の整備)		25 か所	31 か所

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。

イ 整備の課題と取組

市内の小規模多機能型居宅介護事業所等が参加する「川崎市小規模多機能型事業者連絡協議会」に対して、定期的に関行される連絡会の運営の支援等を行っています。連絡協議会では、事業所間の情報交換・研修の開催のほか、サービスを紹介するパンフレット作成や本市などが主催する「介護いきいきフェア」での広報等の活動を通じて、サービスの普及に向けた取組を行っています。

また、利用者拡大とサービスの質の向上を目的とした事業所向け研修の実施や、事業所の参入促進のためのセミナーの開催などソフト面の支援も行うほか、

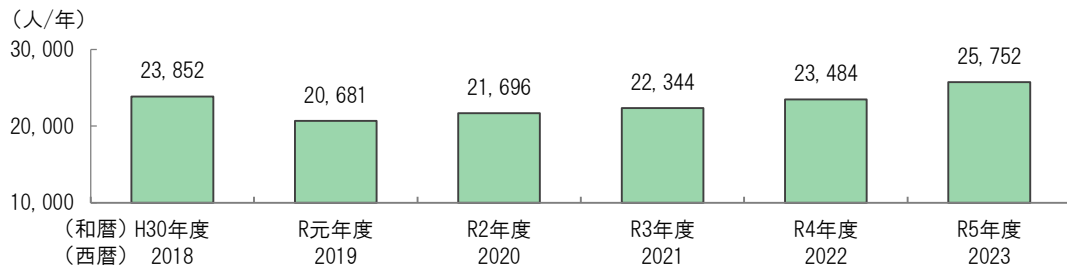
令和2（2020）年度から、今後ますます多様化する住民の生活ニーズ等へ対応するため小規模多機能型居宅介護へ生活支援コーディネーターを配置していきます。

② 認知症高齢者グループホーム利用者に対するサービス強化

ア 認知症高齢者グループホームに関する主な統計

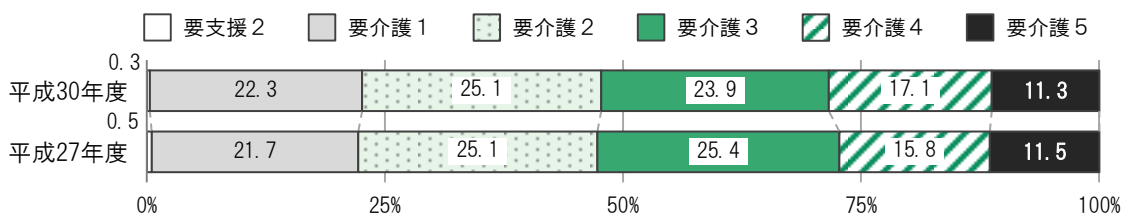
【市内の認知症高齢者グループホームの利用者数の推移】

- ▶ 認知症高齢者グループホームの利用者数は、年々増加し、令和5（2023）年度には、2.5万人を超えると推計しています。



【市内の認知症高齢者グループホーム利用者の要介護度別内訳】

- ▶ 要介護4以上の利用者割合がやや増加し、重度化する傾向にあります。

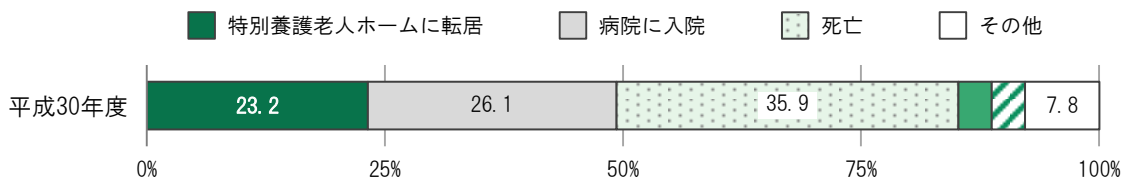


【市内の認知症高齢者グループホームの平均家賃等】

- ▶ 市内平均 約9万円（金額は家賃及び管理費の合計。令和元年度本市健康福祉局調べ）

【市内の認知症高齢者グループホーム利用者の転居先】

- ▶ 入院や死亡に次いで、約4人に1人が特別養護老人ホームに転居しています。



※ 4%未満の項目は省略、平成30年度事業所アンケート調査をもとに作成

イ 現行の介護保険制度

所得の低い人を対象に居住費等の負担が低く抑えられる国の補足給付の制度は、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）利用者を対象とし、認知症高齢者グループホーム利用者は対象外となっています。

ウ 今後の方向性

居住費負担等について介護保険施設利用者との均衡を図り、特別養護老人ホーム等への転居者を減少することなどを目的に、市独自の事業として、一定の要件のもと、認知症高齢者グループホーム利用者への一部家賃等助成を行います。



iii) かわさき健幸福寿プロジェクトの推進

介護保険制度は、「尊厳の維持」「自立支援」を基本理念として、「要介護状態の軽減または悪化の防止」のために、介護保険給付を行うことが定められています。

しかし、介護サービス事業所の取組によって要介護度の改善等が図られると報酬が下がる仕組みなど、事業所の努力が評価されにくいという課題があります。

わが国の高齢化率が上昇する中、限られた資源を最大限有効に活用し、高齢者の自立支援に資する介護保険サービスの提供を確保していくことが求められています。

本市においては、市独自の取組として、高齢者の状態の改善・維持に取り組む介護サービス事業所を評価する仕組みの構築に向け、平成26(2014)年4月に「かわさき健幸福寿プロジェクト★」を立ち上げ、2か年にわたるモデル事業を実施し、平成28(2016)年度に本格実施を開始しました。

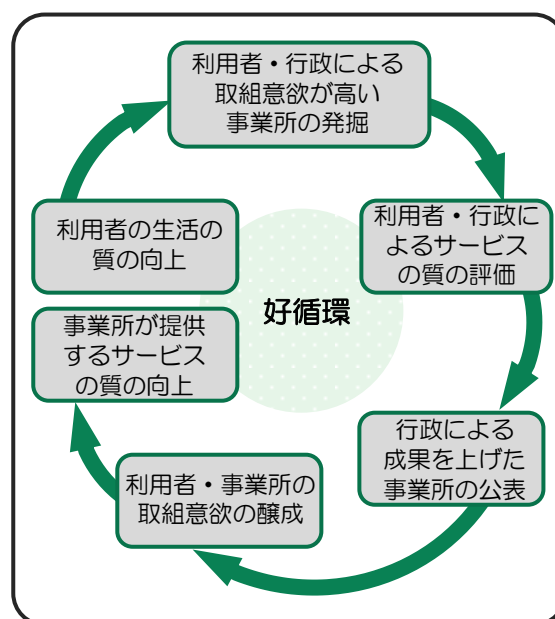
(1) これまでの本市の取組

① プロジェクトの概要・目的

7月から翌年6月までの1年間を1サイクルとして、かわさき健幸福寿プロジェクト（以下「プロジェクト」といいます。）に参加する介護サービス事業所が、利用者や家族の希望を踏まえて要介護度や日常生活動作（ADL）の改善・維持に取り組み、一定の成果を上げた事業所（チーム）等に対して、インセンティブを付与し、その後も同様のサイクルで事業を展開します。

プロジェクトの最終目的は、この事業を通じて、介護サービス事業所や利用者・家族の意識に影響を与え、自立に資する行動変容を促すことにあります。

【かわさき健幸福寿プロジェクトの仕組み】



かわさき健幸福寿プロジェクト

川崎市が高齢者の要介護度の改善・維持などに取り組んだ介護サービス事業所を、報奨金や表彰等で評価する事業のことです。プロジェクト名の「健幸」については、いつまでも「健やかに」、そして「幸せ」でありたいと願う想いを込めており、その願いを市内の介護サービス事業所と一緒にめざす取組です。

② 参加利用者・参加事業所

参加利用者は、この事業の趣旨を理解し、改善に向けた意欲のある人になります。また、市内の介護サービス事業所を対象とし、ケアマネジャー（介護支援専門員）を中心に、利用者にサービスを提供する介護サービス事業所で「チームケア」に取り組みます。

③ 成果指標

- ア 要介護度の改善または一定期間の維持
- イ 日常生活動作（ADL）の一定以上の改善

④ インセンティブ

- （事業所）報奨金、成果を上げたことを示す認証シール、川崎市ホームページ、介護情報サービスかながわへの掲載
- （利用者）参加の証（あかし）、キーホルダー等

⑤ 事例集の作成

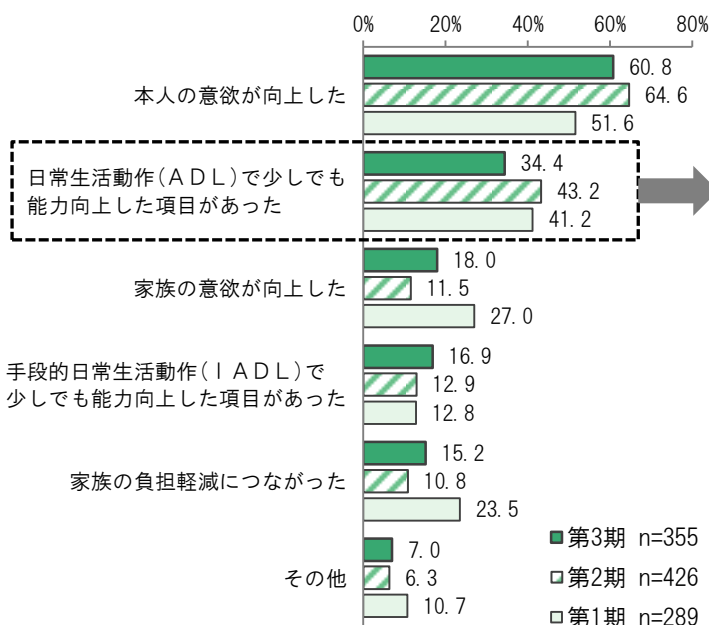
プロジェクトのモデル事業並びに本実施の取組において、要介護度等の改善・維持の成果を上げた介護サービス事業所の取組を事例集に取りまとめ、介護サービス事業所、庁内外関係機関、庁内関係部署等に配布することで、市民等への当プロジェクトの趣旨等の普及・啓発を図るとともに、市内介護サービス事業所のスキルアップの一助とします。

⑥ 事業効果

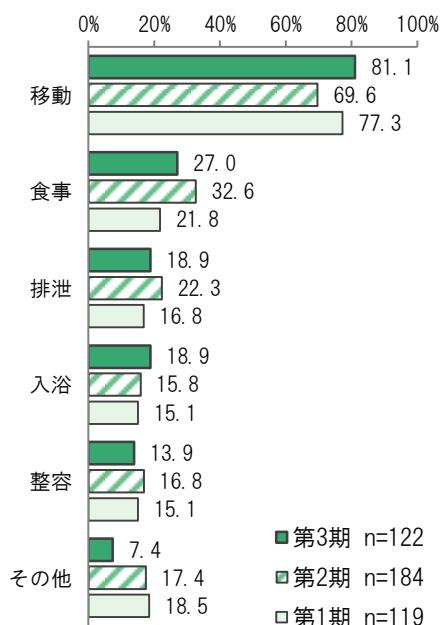
ア 利用者・家族への影響

- ▶ プロジェクトへの参加により、移動等の日常生活動作（ADL）に改善が見られたケースが多くなっています。
- ▶ また、利用者・家族の意欲向上についても影響があったことがうかがえます。

【プラス面の内容】



【日常生活動作で能力向上した項目】

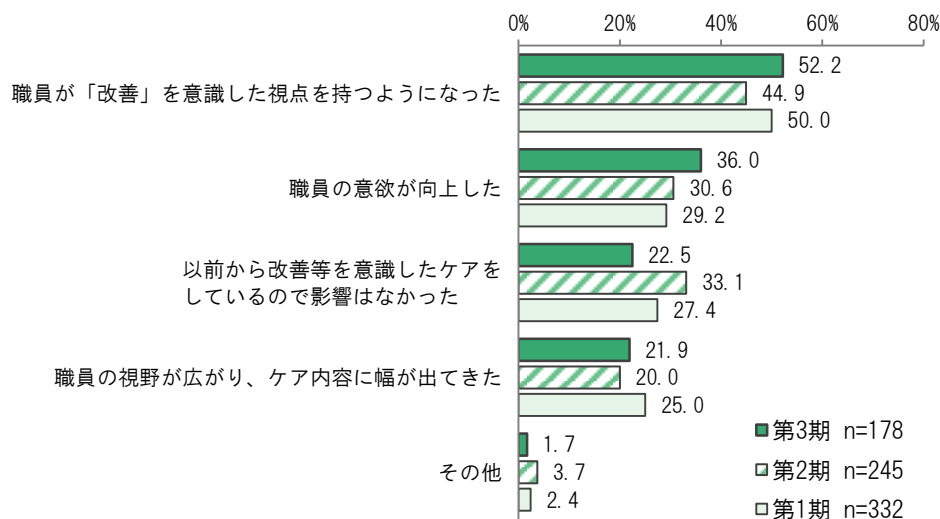




イ 参加介護サービス事業所の行動変化

- ▶ プロジェクトに参加し、行動を起こした介護サービス事業所は、事業所にプラスの影響（職員の改善の意識や意欲向上等）が出ている割合が高くなっています。

【プラス面の影響】

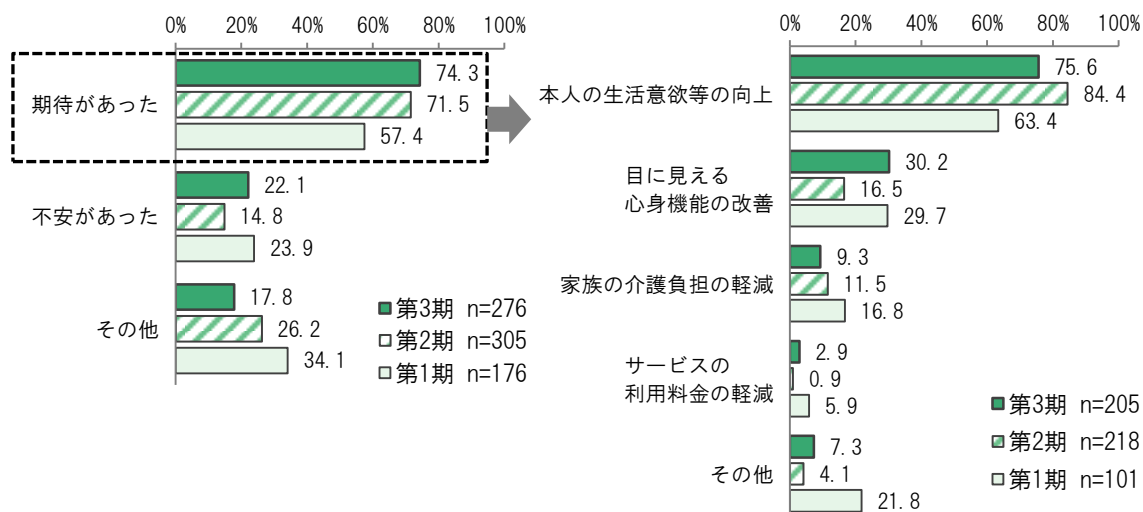


ウ プロジェクトへの期待等

- ▶ 参加された利用者の家族から、利用者本人の生活意欲の向上や心身機能の改善など、プロジェクトに対する期待が大きく寄せられていることが確認できました。

【プロジェクトへの期待または不安】

【期待される内容】



エ 介護給付費抑制効果

- ▶ 第2期（平成 29（2017）年7月～平成 30（2018）年6月）における参加者と不参加者における一人あたりの平均介護給付費について、取組期間を含む、平成 29（2017）年4月から令和元（2019）年6月までの約2年間算出し、比較した結果、参加者は不参加者よりも一人当たり約4万9千円、介護給付費が抑制できている試算結果を得ました。

※ア～ウは、各期取組終了後におけるアンケート調査結果から抜粋、エは事業効果検証報告書から抜粋

（２）今後の取組

プロジェクトは、第4期までの取組を終え、現在第5期の取組中です。

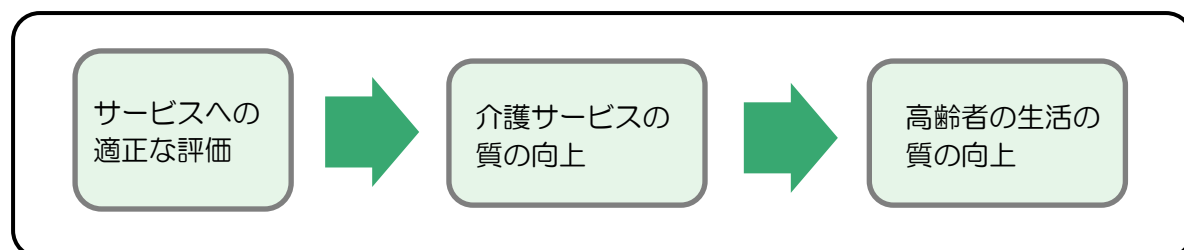
令和元（2019）年度に行った事業効果検証の結果等、これまでの取組結果を踏まえて、今後は、次の強化する取組を掲げて事業を推進します。

国においては、介護報酬について、在宅・施設ともに、利用者（高齢者）の自立支援や重度化防止を進める介護サービス事業所に重点的に加算することで、介護サービスの質の評価を進めています。本市においても、当プロジェクトや、利用者の自立支援を行うための講習会の開催など、自立支援や重度化防止などに資する取組を推進します。

【強化する取組】

- ・この事業の趣旨等について、広報動画等、新たな広報ツールを活用し更なる普及・啓発を行います。
- ・これまでの1人の利用者を支える介護サービス事業所がチームとなって参加する方法とは異なる参加方法及び評価手法の検討を行います。

【かわさき健幸福寿プロジェクトがめざす姿】



【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果（改善率）	17.5% （令和元（2019）年度）	17.5%以上 （令和5（2023）年度）	プロジェクト対象者の要介護度の改善率
かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果（維持率）	66.4% （令和元（2019）年度）	68.0%以上 （令和5（2023）年度）	プロジェクト対象者の要介護度の維持率
かわさき健幸福寿プロジェクトの参加事業所数	338 事業所 （令和元（2019）年度）	350 事業所以上 （令和5（2023）年度）	健康福祉局調べ

※「かわさき健幸福寿プロジェクト」は、要介護度等の改善・維持に向けた取組を評価するもので、今後、これらの取組が介護保険制度に反映された場合は、事業を見直す場合があります。



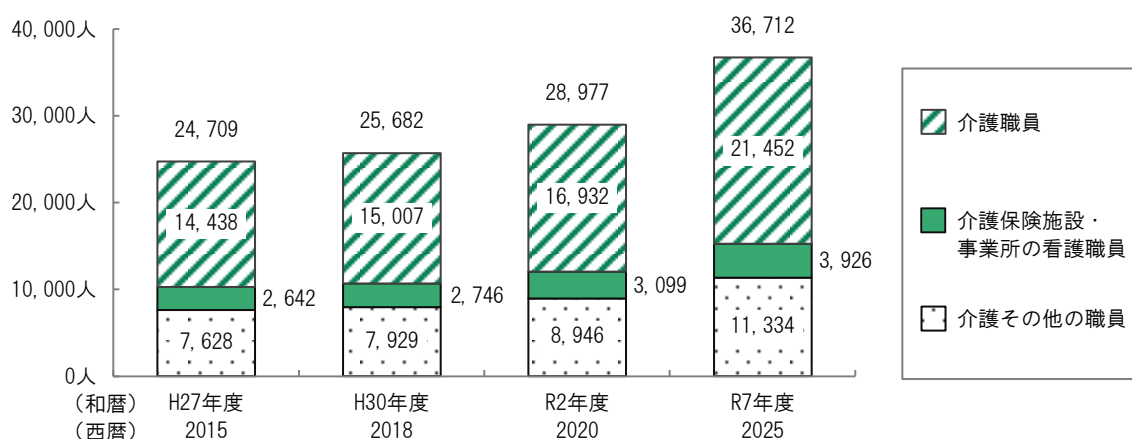
iv) 介護人材の確保と定着の支援

介護人材については、多くの市内介護サービス事業所が人材確保に向けた募集等を行っているものの、人材確保や定着が困難な状況にあり、事業を運営する上での大きな課題となっています。

また、本市では、国から提供された介護人材需給推計ワークシートを用いて、介護職員等の簡易推計（需要推計）を行うとともに、市内の介護サービス事業所に対して実態調査を行い、今後の介護人材確保策の推進を図るための基礎資料を得て、状況の把握に努めました。

介護人材の確保と定着については、基本的には介護サービス事業所自らが確保や定着に努めることが必要ですが、介護サービスの最大の基盤は人材であり、質の高い介護サービスを提供するためには、国や県は介護報酬等の制度設計や環境整備等において、本市は人材の呼び込み、就労支援、定着支援、キャリアアップ支援において、それぞれが役割を果たしながら、引き続き取り組む必要があります。

【本市の介護職員等の需要推計（参考）】



単位：人

	H27 年度 (2015)	H30 年度 (2018)	R2 年度 (2020)	R7 年度 (2025)
介護職員数	14,438	15,007	16,932	21,452
介護保険施設・事業所の看護職員数	2,642	2,746	3,099	3,926
介護その他の職員数	7,628	7,929	8,946	11,334
合 計	24,709	25,682	28,977	36,712

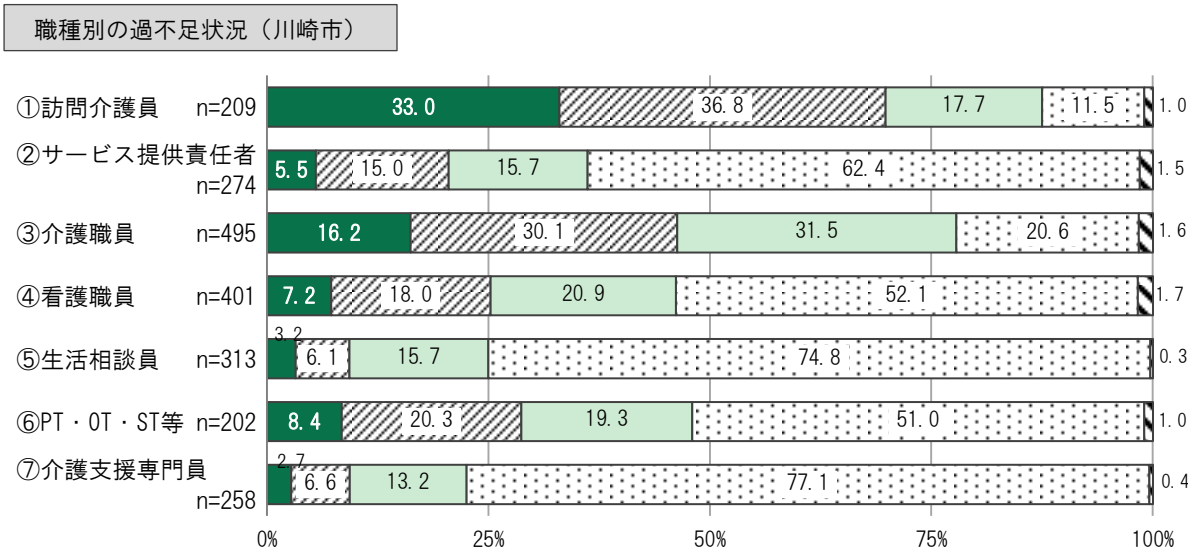
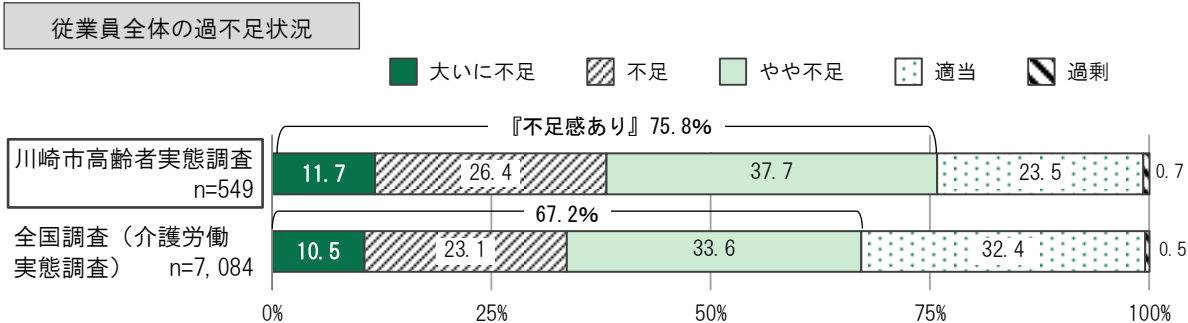
※国のワークシートを用いて推計。サービス受給者数に一定の配置率を乗じて介護職員等数を簡易推計しています。

※端数処理により合計値は内訳と必ずしも一致しません。

【従業員の過不足状況】

問 貴事業所では、従業員の過不足の状況はどうか（単一回答）。

▶全国調査と比べて、市内事業所が従業員の『不足感あり』と回答した割合は 8.6 ポイント高くなっています。

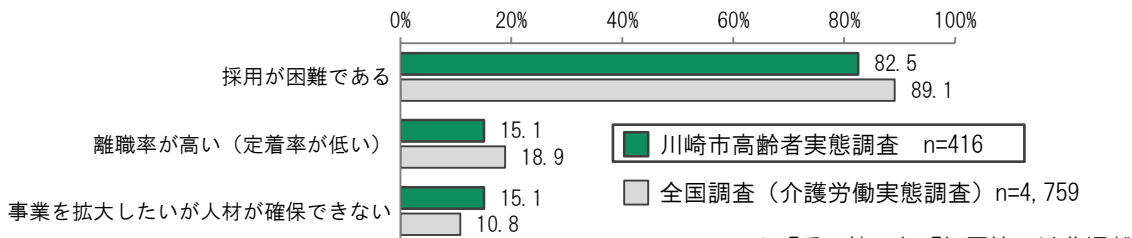


※『不足感あり』＝「大いに不足」＋「不足」＋「やや不足」
※「当該職種はいない」「無回答」を除いた事業所数を母数としています。

【従業員の不足する理由】

問 従業員の過不足状況で「不足感あり」と回答した事業所にうかがいます。不足した理由はどれですか（複数回答）。

▶全国調査と比べて、市内事業所が「事業を拡大したいが人材が確保できない」と回答した割合は 4.3 ポイント高くなっています。



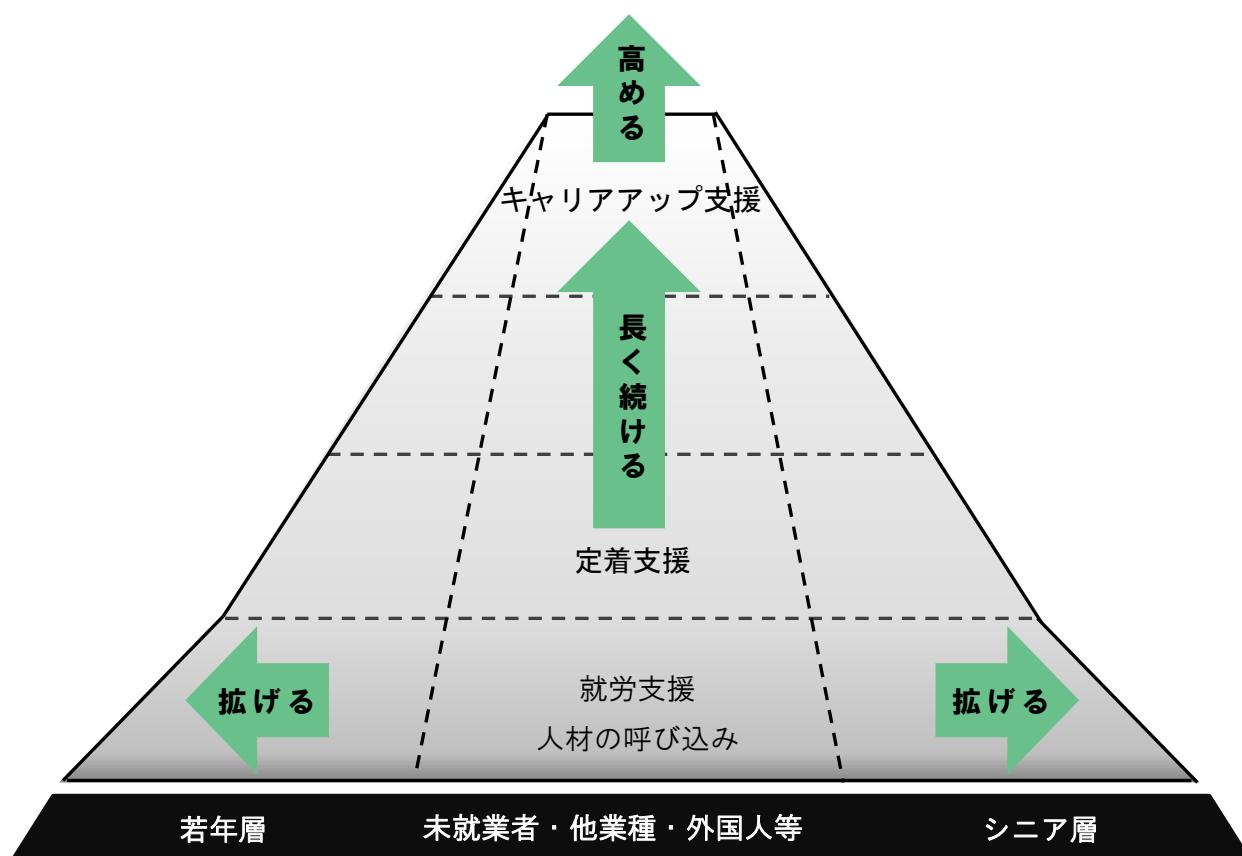
※「その他」と「無回答」は非掲載
※令和元年度高齢者実態調査（介護保険事業者）

【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
介護人材の不足感	75.8% （令和元（2019）年度）	70.0%以下 （令和7（2025）年度）	市内事業所が従業員の「不足感」ありと回答した割合。高齢者実態調査



【本市における介護人材確保・定着支援策】



取組	めざすべき姿	本市の主な主要施策
(1)人材の呼び込み	多様な人材の参入促進を図り、すそ野を拡げる	- 介護の魅力の情報発信による介護職のイメージアップ - 家事援助など生活援助に特化した知識等の習得を目的とする研修制度の推進 - 市民や事業者に向け、福祉・介護に関する普及啓発の推進
(2)就労支援		- 就職相談会や無料職業紹介の実施 - 仕事を続けたいシニア層の就労支援の推進 - 介護資格取得者への就労支援の実施 - 潜在的有資格者を掘り起こし、再就職を支援
(3)定着支援	長く続けられるよう定着促進を図る	- 介護職員のメンタルヘルスケアの実施 - 介護職員の安定した雇用確保と定着支援 - 職場環境の改善への取組 - 外国人介護人材の活用や介護ロボットの導入支援
(4)キャリアアップ支援	専門性を高め、人材の機能分化を図る	福祉・介護従事者向けや、医療的ケアに対応した各種研修・講座等の開催
国や県の基盤整備	処遇改善加算や介護報酬改定、指針策定や基金による事業・取組の推進	

(1) 人材の呼び込み

福祉・介護の仕事についてのイメージアップやPR、高校や専門学校・大学等への情報提供等により、人材の呼び込みを行うとともに、介護予防・日常生活支援総合事業において多様な担い手の参画によって要支援者を支える「かわさき暮らしサポーター」の取組も進めます。

➡ 川崎市福祉人材バンクの取組

福祉や介護の仕事の無料職業紹介や、求職者が採用予定のある事業者の人事担当者と直接面談ができる就職相談会の開催のほか、若年層に福祉・介護現場の魅力を知ってもらい、介護職のイメージアップを図ることを目的として、かながわ福祉人材センター等と連携し、福祉関連の学科を有する高校や専門学校、大学等への出張ガイダンスなどの人材の呼び込みを行い、就労を促進します。

また、介護・福祉職向けにメンタルヘルスクアの相談窓口を設置し、人材の定着を支援するなど様々な事業や取組を行います。

➡ 若年層等への介護職のイメージアップ

学校の授業やパンフレット配布等により、小・中学生やその保護者に介護職の魅力を普及・啓発する取組を行います。

➡ かわさき暮らしサポーター養成研修

要支援者等を対象とした掃除や洗濯等の家事援助に従事する「かわさき暮らしサポーター」の普及・啓発を通じて市内介護サービス事業所の人材供給を図ります。

〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
受講者数	76人	53人	65人	事業推進		

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。



(2) 就労支援

就職相談会の実施のほか、介護資格取得者への補助、就労に必要な研修の開催等により、福祉・介護職場への就労支援を実施します。

また、高齢になっても仕事を続けたいシニア層などの多様な人材確保の取組も進めます。

➡ 就職相談会

福祉・介護の仕事の求職者や転職希望者、介護サービス事業所への就職を希望する看護師などが、採用予定のある多くの法人や事業所が出展する相談会場にて、仕事内容や待遇などについてガイダンスを受けたり、人事担当者に直接聞くことができるイベントです。

〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
参加者数	124人	171人	80人	200人	200人	200人

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。

➡ 介護資格取得者への一部受講料補助

介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）や実務者研修の資格取得後、市内介護サービス事業所に一定期間継続して就労している方に、介護資格取得の費用（受講料）の一部を補助します。今後は、高齢障害者の増加に伴い、障害福祉サービス等の分野にも拡大して補助を実施することも検討します。

➡ シニア層など多様な人材確保

高齢者実態調査の結果等から、高齢になっても仕事を続けたい人が増加していることを踏まえ、神奈川県等と連携して、シニア向けの介護職員初任者研修を実施し、介護サービス事業所への就労支援を行うなど、介護人材のすそ野の拡大を図り、多様な人材確保を進めます。

➡ 潜在的有資格者の掘り起こし

介護サービス事業所を離職された方（潜在的有資格者）などを対象にして、就労支援研修事業等を実施し、再就職を支援します。

（3）定着支援

人材の定着は、事業者が自らの事業所で働く介護人材の定着が図られるよう、主体的に取り組むことが何より重要ですが、本市としても、安定的な介護サービスを提供するために、定着への取組を支援します。

川崎市福祉人材バンクによるメンタルヘルスクアの相談窓口の設置や、外国人介護人材の受入れ支援、働き続けたい職場づくりに向けた研修などにより、福祉・介護人材の定着を支援します。

➡ 介護人材マッチング・定着支援事業

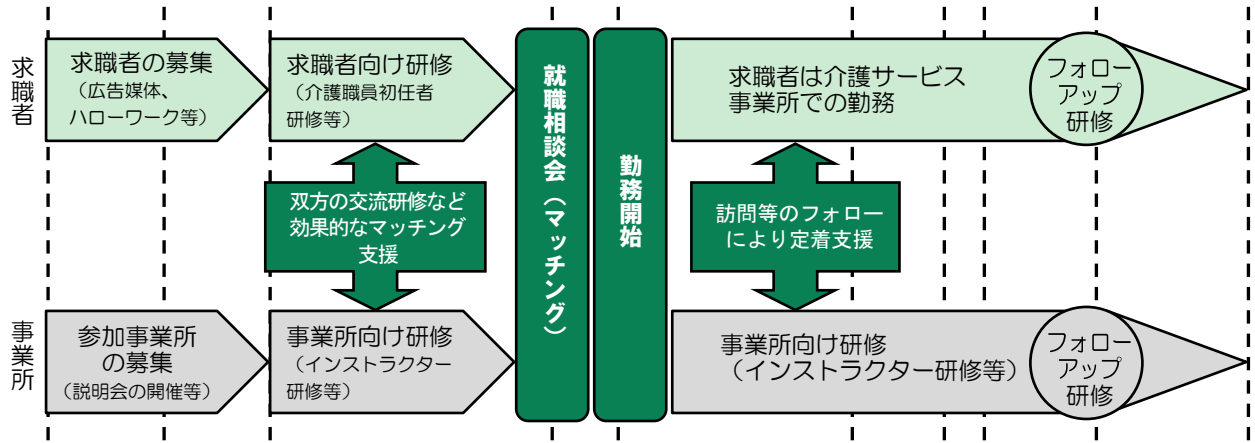
平成 28（2016）年度から、「求職者向け研修」と「インストラクター養成研修」を合わせた事業を実施しています。

「求職者向け研修」では、市内介護サービス事業所への就職希望者が、無料で介護職員初任者研修等を受講し、資格取得後に必要な知識や技術を習得した上で、市内介護サービス事業所への就職をめざすものです。

併せて、「インストラクター養成研修」を実施し、人材を求める介護サービス事業所の責任者等が採用力や新人教育、離職防止のノウハウを得るための研修を受講し、さらに研修後半には、求職者向け研修にも一緒に参画することで、定着支援を実践し、介護サービス事業所の人材定着を図るインストラクターとしてのスキル向上をめざすものです。

本事業では、求職者と介護サービス事業所の双方の支援を一体的に実施することで、介護職員の安定した雇用の確保と定着を図ります。

【介護人材マッチング・定着支援事業のイメージ】



〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
就職者数	63人	78人	71人	事業継続		
インストラクター 研修受講者数	140人	186人	163人	事業継続		

令和元年度は「介護人材育成雇用事業」の実績値、令和2年度以降は見込みです。

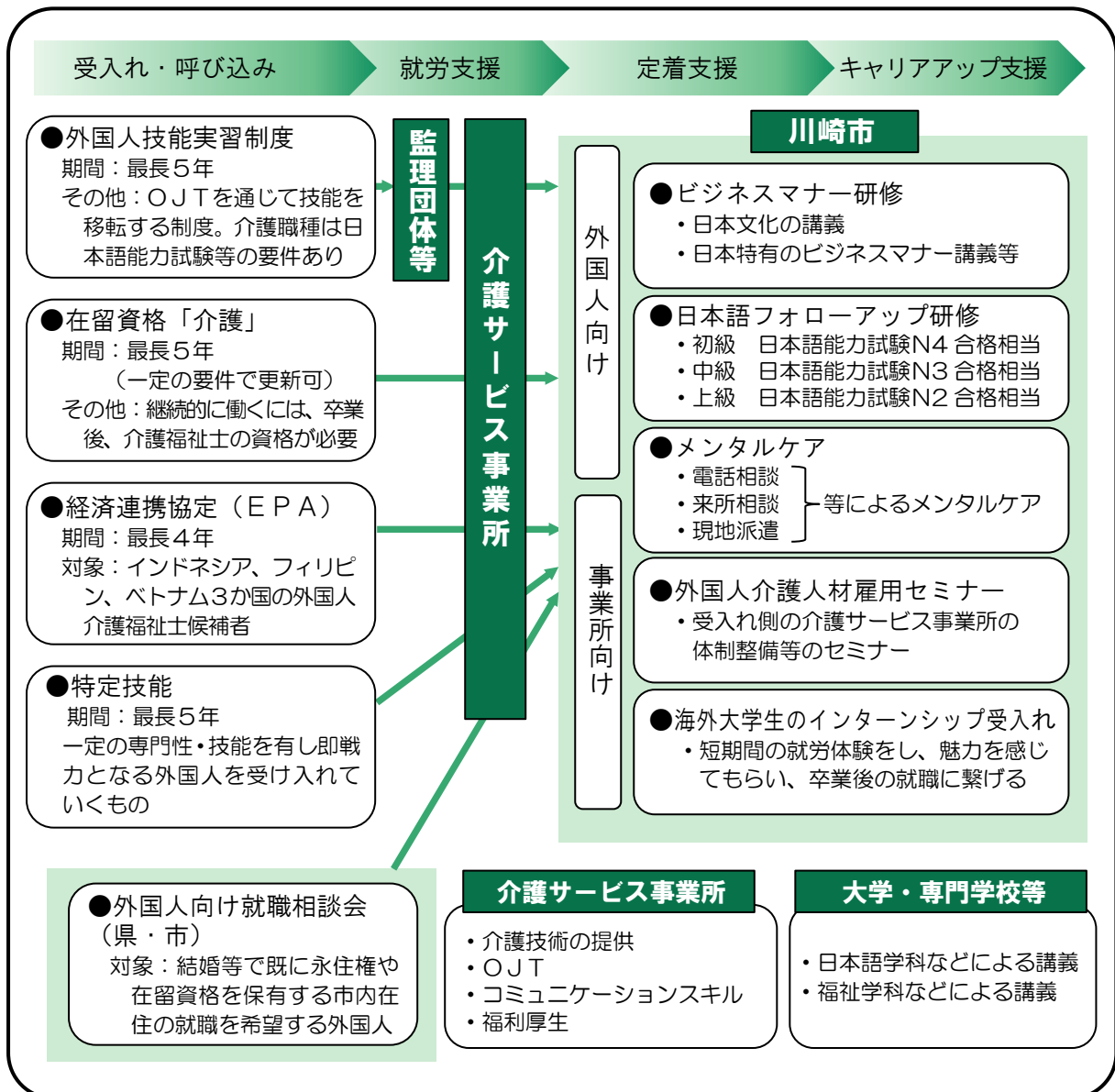


外国人介護人材の活用

市内介護サービス事業所に向けた市独自の「外国人介護人材雇用セミナー」の開催など、在留資格のある外国人介護人材の活用に引き続き取り組みます。

また、EPAに基づく外国人介護福祉士候補者の受入れのほか、介護福祉士の国家資格を有する方を対象とする新たな在留資格の創設や、外国人技能実習制度の中に介護職が認められたこと、及び特定技能による外国人の雇用が認められる内容の法改正が行われ、外国人受入れの門戸がさらに広がったことから、技能実習制度等の趣旨や目的を踏まえ、本市においても福祉・介護現場への外国人労働者の受入れを進め、ビジネスマナー研修やメンタルケア、日本語のフォローアップ研修など、必要な支援を行います。

【外国人介護人材の活用のイメージ】



② メンタルヘルス相談窓口

福祉現場での人間関係やストレスケアの悩みに対応するために「メンタルヘルス相談窓口」を開設し、臨床心理士によるメンタルヘルスケアを目的とした、川崎市福祉人材バンクによる無料相談を実施しています。

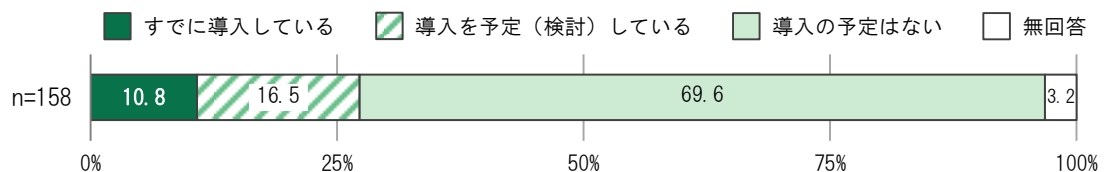
③ 介護ロボット等の普及・啓発

国が平成 28（2016）年度に介護ロボット等導入特別支援事業を実施したことを踏まえ、本市においても、介護ロボットや福祉機器の使用により介護従事者の負担の軽減を図ることを目的に、介護ロボットのレンタルや事例発表をすることなどにより、介護サービス事業所が介護ロボットや福祉機器を導入する支援を行います。

【市内介護保険施設の介護ロボットの導入意向】

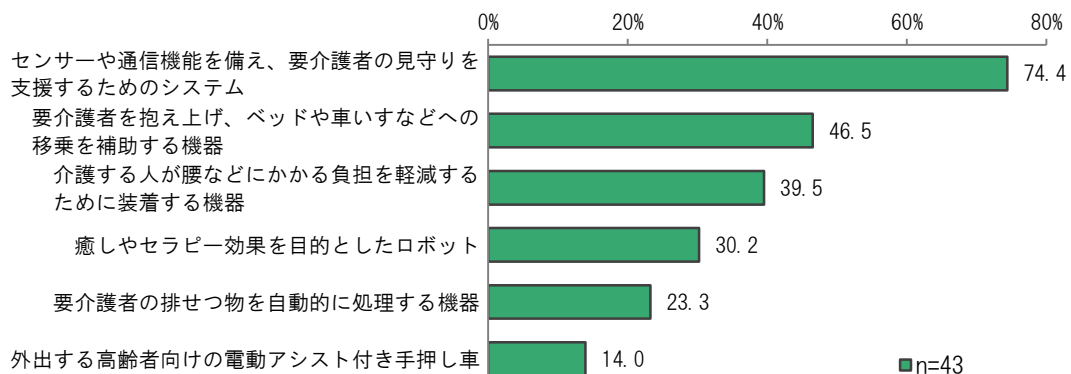
問 貴施設では、介護ロボットの導入予定がありますか（単一回答）。

▶介護ロボットの「導入の予定はない」と回答した施設等は約7割です。



問 「すでに導入している」「導入を予定（検討）している」と答えた施設にうかがいます。どのような介護ロボットが介護職員の負担軽減に効果があると思いますか（複数回答）。

▶見守り支援、介護従事者の負担を軽減するものや、癒しを目的とした介護ロボットが効果があると思うと回答した割合が高くなっています。



※令和元年度高齢者実態調査（介護保険施設等）

（４）キャリアアップ支援

福祉・介護従事者向けを中心とした各種研修・講座等を開催し、中でも介護職が自らの将来像を描けるよう、キャリアアップの道筋をイメージしたキャリアパス★に関する研修等を実施しています。また、医療的ケアに対応した研修も実施します。



② 川崎市総合研修センターの取組

心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者や障害児・者が、可能な限り、住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進することで高齢者、障害児・者等の福祉の増進を図るため、令和3（2021）年4月から川崎区に川崎市総合研修センターを開設し、支援に関する調査研究や、関係諸機関相互の連携の調整、専門的な人材の育成などの取組を進めます。

今後の更なる高齢化による医療・介護ニーズの増大に対応するとともに、地域共生社会の実現をめざし、その担い手の中核となる専門職の人材の確保・育成をするため、高齢者・障害者・障害児等に関する支援ニーズや施策課題を把握しながら、市内の事業所において支援に従事する職員に対して必要かつ適切な研修等を実施することにより、資質向上とキャリアアップを支援します。

【福祉・介護職員向け現任研修メニュー（例）】

- ・認知症高齢者の医学的理解・心理的理解
- ・統合失調症の理解と援助
- ・予防給付ケアマネジメント従事者研修
- ・対人援助技術
- ・アセスメントとチームケア
- ・介護福祉士試験対策
- ・介護技術の再確認講座
- ・リスクマネジメント

※研修メニューは変更となる場合があります。

③ 訪問看護師養成講習会

高齢者等が在宅で医療を受ける機会が増大し、医療的ケアが必要な高齢者等に安全で質の高い看護を提供できる看護師など、医療従事者の養成が喫緊の課題であることから、川崎市看護協会と連携し、訪問看護に必要な基本的知識や技術の習得を目的とした講習会を開催し、質の高い訪問看護の提供に加え、専門性を高める取組を推進します。

〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
受講者数	15人	29人	19人	事業継続		

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。

④ 介護職員によるたんの吸引等研修

福祉・介護現場での慢性的な看護師不足に対応するため、法改正により一定の要件を満たした介護職員も喀たん吸引及び経管栄養が行えるようになりました。在宅や施設における医療的ケアを行う人員の確保をめざし、神奈川県とも連携しながら、たんの吸引等研修を行います。



キャリアパス

どのような仕事をどれくらいの期間担当し、どの資格を取得するとどのようなポストに就けるか、といったキャリアアップの道筋をキャリアパスといいます。国は、介護に従事する人が一生の仕事としてやりがいを持てるよう、キャリアパスの仕組みを介護職場に広げる取組を行っており、人材育成や昇進制度を見直す事業所が増えています。

v) ウェルフェアイノベーションとの連携

ウェルフェアイノベーションの取組は、人口・世帯構造等の社会環境の変化などこれからの超高齢社会の突入に向けて、産業と福祉を融合することで、新たな活力と社会的価値の創造をめざしていくものです。

本市では、全国に先駆けて、平成 25（2013）年からこの取組をスタートしており、この取組の活動を促進するネットワーク組織「ウェルフェアイノベーションフォーラム」は、平成 25（2013）年 10 月に立ち上げ後、350 を超える多くの企業・福祉事業者・大学・研究機関など規模の大小を問わずに様々な主体によるネットワークを形成しながら、将来的な福祉課題に先行して対応していく製品・サービスづくりを進め、徐々に具体的な成果を生み出し始めています。

平成 29（2017）年3月には、第2期ウェルフェアイノベーション推進計画を策定し、5か年の計画期間で施策を進めています。

基本目標 産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造する
ウェルフェアイノベーションの推進

取組の視点 「産業と福祉のハブ機能」
(概要) 「新たなライフスタイル・ワークスタイルの創出」
「地域包括ケアやパラムーブメント施策を具現化する」

3つの方針 「新たな製品・サービスの創出」
「新たな製品・サービスの活用」
「将来を先取りする新たな社会モデルの創造・発信」



（１）方針１ 新たな製品・サービスの「創出」

将来的な福祉課題への先行的な対応を図るため、「産業と福祉のハブ機能」として産業界のシーズと多様化する福祉現場のニーズの融合を促進させ、最新技術の活用を含め新たな製品・サービスの「創出」に向けた動きを促進します。

取組例１ 定量的評価に基づく福祉製品の創出

排尿における福祉製品等の効果的な活用に向け、福祉製品等の定量的評価指標の作成及び業務改善等の効果検証として「移動・移乗機かーくん」を使用し、トイレ介助に係る業務時間短縮・負担軽減効果を検証しました。



移動移乗機かーくん
(有) 早川テクノエイド研究所

今後の取組

令和3（2021）年度に開設する川崎市（仮称）ウェルフェアイノベーション連携・推進センターについて、関係局や施設管理者等と協議調整を行いながら、製品・サービスの創出につながる取組を推進していきます。

（２）方針２ 新たな製品・サービスの「活用」

産業界で生み出された新たな製品・サービスについて、福祉現場での「活用」を促すことを通じて、活用による新たな発見等による「価値の創出」に向けた動きを促進します。

取組例２ K I S 認証福祉製品（市内事業者）の販売促進

クリアーボイス 10 台を介護現場及び農業、観光関係施設に貸出・活用するなど効果的な周知を行いました。また、J A セレサ川崎については、5 台の購入に繋がるなど販路拡大を図ることができました。今後も、介護施設、農業・観光関係施設での設置を行うとともに、新たな分野（商業施設等）での設置を進めることで更なる販路拡大をめざしていきます。



クリアーボイス
(株) 伊吹電子

（３）方針３ 将来を先取りする新たな社会モデルの「創造・発信」

製品・サービスの活用により生み出された「価値」を、住まい・移動・健康寿命延伸などのライフスタイルやワークスタイルの広範な領域にわたって、将来を先取りする新たな社会モデルとして創造・発信していきます。

取組例３ 障害者も健常者もハロウィンに参加できる社会モデルの創造・発信

パーソナルモビリティ等の活用により障害のある当事者等の「移動」の可能性を広げる新たな価値の創造・発信をめざし、K I S 認証製品のCOGY、ラギー及びユニモに乗り、日本最大級のかわサキハロウィンパレードで健常者と同じルートを行進するという、障害者の新たなライフスタイルの創造と発信を行いました。



「かわサキハロウィン」写真